

財団法人東京消防協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 財団法人東京消防協会
- (2) 監査対象局 東京消防庁

2 団体の概要

(1) 団体の概要

財団法人東京消防協会は、昭和18年7月に設立された団体であり、東京都内の消防機関が行う諸施策に協力し、消防職員等の文化の向上及び厚生、共済等の事業を行い、首都消防の充実強化に寄与することを目的として、次の事業を行っている。

ア 東京都内の消防機関が行う諸事業への協力に関する事業

イ 消防技術及び消防機械器具等の研究開発

ウ 機関誌及び図書の発行と斡旋

エ 消防職員及び家族の教養並びに文化の向上に関する指導助成

オ 消防職員及び家族の保健、福利厚生、共済等に関する諸事業並びに弔慰援護

カ その他協会の目的を達するため必要と認める事業

(2) 組織（平成24年3月31日現在）

団体は、事務所を千代田区大手町一丁目3番5号（東京消防庁内）に置き、役員21名（理事長1名、常務理事1名、理事17名、監事2名）（うち非常勤役員19名）及び職員62名で、4課1職員会館をもって構成されている。

3 都との関係

(1) 補助事業の交付目的、対象経費及び算定方法

都は、団体に対して、東京消防庁消防職員待機宿舍給食事業補助金交付要綱に基づき、東京消防庁の管理する消防職員待機宿舍の給食業務を円滑に運営することを目的として、同業務に従事する職員の給料等を予算の範囲内で補助している。

(2) 補助金交付状況

都は、団体に対して、平成22年度1,430万余円、平成23年度1,607万余円の補助金を交付している。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成22年度及び平成23年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 東京消防庁 平成24年10月16日

(2) 財団法人東京消防協会 平成24年10月17日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

団体が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

東京消防庁の消防待機宿舎には単身待機宿舎が73か所あり、そのうち団体が補助対象事業を行っている待機宿舎名、給食業務員の人数及び給料等の金額は、表1のとおりである。

(表1) 補助対象事業の実績

	待機宿舎名	年度末における 給食業務員数(人)	給食業務員に係る給料等 の金額(円)(注1)
平成22年度	豊島	2	14,305,624
	鶴川	1	
	石神井	1	
	計	4	
平成23年度	豊島	2	16,079,157 (注3)
	鶴川	0(注2)	
	石神井	1	
	計	3	

(注1) 各年度における給食業務員に係る給料等の金額が補助金交付額となっている。

(注2) 給食業務員が平成23年12月末に退職したため、補助対象事業が終了した。

(注3) 退職手当を含む。